

## 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「農業経営収入保険加入申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意します」に✓を記入してください。

### 農業経営収入保険事業に係る個人情報の取扱いについて

全国農業共済組合連合会は、農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に係る保険金及び特約補填金を支払うために、収入保険の保険資格者から提出された収入保険加入申請書等に記載された個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令に基づき適正に管理し、収入保険に関する加入事務、保険金及び特約補填金の支払事務並びにつなぎ資金貸付事務のために利用します。

また、全国農業共済組合連合会は、上記に付随する事務及び全国農業共済組合連合会の業務運営を適切かつ円滑に履行するために、業務委託する事業者には、収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において提供する場合があります。

このほか、①収入保険の保険料率の算定、統計の作成及び制度の改善のために農林水産省本省に、②農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等のために農林水産省（本省、地方農政局、北海道農政事務所）及び内閣府沖縄総合事務局に、③農業保険法（昭和22年法律第185号）第176条第2項において定める共済事業及び農業収入の減少について補填を行う事業（注1）並びに都道府県等の実施する農業収入の減少について補填を行う事業との重複利用の確認のために保険資格者の関係する次の機関等（注2）に、収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において提供する場合があります。

なお、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律第16条第3項各号に掲げる場合を除き、保険資格者の同意を得るものとします。

<p>事業 (注1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業保険法に基づく共済事業（農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済。ただし、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第177条で定める事業を除きます。）</li> <li>・ 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条第1項の生産者補給金（価格差補給金に限ります。）を交付する事業、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第9条第1項第1号の補給金（価格差補給金に限ります。）を交付する事業及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第3条第3号に掲げる事業（契約野菜収入確保モデル事業のうち収入補填タイプに限ります。）（これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限りません。）</li> <li>・ 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条第13号に掲げる加工原料乳生産者経営安定対策事業（事業に係る補填金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限りません。）</li> <li>・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づく収入減少影響緩和交付金を交付する事業（事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が当該保険期間と重複している場合に限りません。）</li> <li>・ いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業実施要綱（平成26年3月20日付け25生産第3364号農林水産事務次官依命通知）に基づくいぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業（事業に係る助成金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限りません。）</li> </ul>
<p>機関等 (注2)</p>	<p>農林水産省（本省、地方農政局、北海道農政事務所）及び内閣府沖縄総合事務局、都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、地域農業再生協議会、担い手育成総合支援協議会、農業共済組合、独立行政法人農畜産業振興機構、野菜価格安定法人、熊本県い業生産販売振興協会 等</p>